

【注意喚起】春休み客による混乱を受けたマイアミビーチ市における非常事態宣言
(期間延長)

マイアミビーチ市は、春休み客による混乱を受けた非常事態を3月30日まで延長しました。同措置は、更に4月13日まで延長される可能性があります。

邦人の皆様におかれては、下記の外出禁止及び交通制限に注意するとともに、報道等から常に最新の情報を入手し、事件が発生した場合にはその現場付近には近づかないようにする、夜間の外出や人通りの少ない道は避ける、不審な人物には近づかない、不要な挑発には乗らない、身の危険を感じたら大声で周囲に助けを求めるといった安全対策を心がけてください。

1 非常事態措置の内容は以下のとおりです。

(1) 3月25日～29日朝、以下で囲まれた地区では、20:00から翌06:00まで外出禁止とする(レストランの宅配サービスのみ営業可)。

●南: 5th Street、北: 16th Street

●西: Pennsylvania Avenue、東: Ocean Drive

(2) 3月25日～29日朝、マイアミビーチへの以下のアクセス(東向き車線)は制限される。

●Julia Tuttle Causeway: 市内の住民・宿泊客及び市内で働く従業員を除き、22:00から翌06:00まで通行禁止。(ウェブ上の案内では、本コースウェイは閉鎖されないものの、同時時間帯に“Welcome to Miami Beach”のサインの下にライセンス・プレート・リーダー(LPR)が設置されるほか、右レーン(41 Street 方面)及び左レーン(Alton Road 方面)の通行が制限され、中央レーンは閉鎖されるため、渋滞が発生する可能性があるとしています。)

●MacArthur Causeway: 市内の住民・宿泊客及び市内で働く従業員を除き、22:00から翌06:00まで通行禁止。(ウェブ上の案内では、本コースウェイの西側終点到にチェックポイントが設置され、訪問客は左に寄せられマイアミ港トンネルを過ぎた地点で引き返すよう指示される一方、住民、宅配業者、従業員等については右に寄せられ市への入域が許可される予定で、これにより、かなりの渋滞が予想されるとしています。)

●Venetian Causeway: 市内の住民を除き、22:00から翌06:00まで通行禁止。(ウェブ上の案内では、市内の住民、宅配業者、従業員は通行禁止の対象外とされていません。)

(3) 3月25日～29日朝、Ocean Drive は、沿線の住民・宿泊者及び従業員を除き20:00から翌06:00まで歩行者・車両の通行が禁止される。

(4) 3月25日～29日朝、20:00から翌06:00まで上記(1)の地域で歩道カフェの営

業は禁止される。

2 マイアミビーチ市では、訪問客に以下を呼びかけています。

(1)公共の場での飲酒、マリファナの喫煙、飲酒運転は逮捕の対象となり、スクーターのジグザグ運転や歩道での運転は禁止されていることに留意願いたい。

(2)ビーチでは、浮袋類、テント・テーブル類、大音量の音楽、クーラー、ガラス容器、発泡スチロール及びプラスチックストローの使用は禁じられている。

(3)マスク着用、社会的距離の確保といった新型コロナウイルス関連のルールを守ってほしい。

【参考】

●本件に関するマイアミビーチ市からの情報：<https://www.miamibeachfl.gov/city-hall/police/spring-break/>

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話:305-530-9090FAX:305-530-0950

代表 HP:<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

○このメールの送信アドレスは送信専用です。

○このメールは在留届・メールマガジン・たびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

○「たびレジ」簡易登録をした方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>